

北但馬地域環境形成基準

		山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)									
地域環境形成基準	保全すべき森林又は緑地の面積	<p>1 森林の保全 開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	森林の面積の割合	5.0ヘクタール以上	50パーセント	1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	40パーセント	1.0ヘクタール未満	30パーセント						<p>1 森林の保全又は緑地の確保 (1) 現況森林の区域における森林の保全 開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、50パーセント以上の面積（良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。）の森林が当該開発区域内に保全されること。 (2) 森林以外の区域における緑地の確保 開発区域の面積（現況森林の面積を除く。また、開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10パーセント以上の面積の緑地（開発区域が現況農地等の場合にあっては、20パーセント以上の面積の緑地）が当該開発区域内に確保されること。ただし、壁面、塀等により、家並みの連続性が確保される場合はこの限りでない。</p>
	開発区域の面積	森林の面積の割合														
5.0ヘクタール以上	50パーセント															
1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	40パーセント															
1.0ヘクタール未満	30パーセント															
			<p>1 緑地の確保 次に掲げる緑地が開発区域内に確保されること。 (1) 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地 (2) 屋外運動競技場及び周辺からみて景観上支障がない箇所を除き、開発区域の境界に沿って、原則として、次の表に掲げる幅員以上の緑地（予定建築物等に応じた相当の緑量を有する樹木が適切に配置されるなど周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合又は予</p>	<p>1 緑地の確保 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10パーセント以上の面積の緑地が開発区域内に確保されること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。</p>	<p>1 緑地の確保 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10パーセント以上の面積の緑地が開発区域内に確保されること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満であり、かつ、樹木が適切な箇所に配置される場合又は塀等によりまち並みの連続性が確保される場合は、この限りでない。</p>	<p>1 緑地の確保 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、30パーセント以上の面積の緑地が開発区域内に確保されること。</p>										

		山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)										
		X	定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>周辺緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員	5.0ヘクタール以上	5メートル	1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル				
開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員																
5.0ヘクタール以上	5メートル																
1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	4メートル																
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																
0.3ヘクタール未満	2メートル																
優れた景観の構成要素の保全の方法	地形・植生の保全	2 地形、森林等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所	2 樹木等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所	2 樹木等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所	2 樹木等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所	2 地形、森林、樹木等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (4) 開発区域の境界部にある樹林	2 地形、森林、樹木等の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 崎、海蝕地形等海岸の優れた景観を形成している箇所 (2) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (3) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (4) 良好な地域環境を形成している樹林 (5) 優れた樹容を有する樹木及										
		既存樹林地の保全															

		山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)
							び貴重な植生が存する箇所 (6) 地域に親しまれている樹木 が存する箇所
	森林等の 維持管理	3 森林等の維持管理 開発区域内に保全された森林 等は、適切に維持管理されるこ と。	3 緑地等の維持管理 開発区域内に保全又は確保さ れた緑地等は、適切に維持管理さ れること。	3 緑地等の維持管理 開発区域内に保全又は確保さ れた緑地等は、適切に維持管理さ れるよう努めること。	3 緑地等の維持管理 開発区域内に保全又は確保さ れた緑地等は、適切に維持管理さ れること。	3 森林、緑地等の維持管理 開発区域内に保全又は確保さ れた森林、緑地等は、適切に維持 管理されること。	3 森林、緑地等の維持管理 開発区域内に保全又は確保さ れた森林、緑地等は、適切に維持 管理されること。
森林又は 緑地の配 置の方法 及び緑化 の方法	森林と建 築物	4 森林と建築物 開発区域内の森林と予定建 築物等は、次に掲げるところによ るものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景 観を形成するよう樹木が適切 に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等に あつては、主要な道路、集落等 からみて相当の緑量を有する樹 木がその前面に配置されるこ と。 (3) 宅地分譲に係る開発行為に あつては、建築後、森林景観と 調和するよう宅地の規模及び 形状が適切に計画されること。					
	建築物と 緑地		4 建築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木と 予定建築物等は、次に掲げると ころによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景 観を形成するよう緑地又は樹 木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等に あつては、主要な道路、集落、河 川堤防等からみて相当の緑量 を有する樹木がその前面に配 置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為に あつては、建築後、一定の緑地 が宅地内に確保されるよう宅 地の規模及び形状が適切に計	4 建築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木と 予定建築物等は、次に掲げると ころによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景 観を形成するよう緑地又は樹 木の適切な配置に努めること。 (2) 宅地分譲に係る開発行為に あつては、建築後、一定の緑地 が宅地内に確保されるよう宅 地の規模及び形状の適切な計 画に努めること。	4 建築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木と 予定建築物等は、次に掲げると ころによるものとする。ただし、堀 等によりまち並みの連続性が確 保される場合は、この限りでな い。 (1) 予定建築物等と調和した景 観を形成するよう緑地又は樹 木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等に あつては、道路、市街地等から みて相当の緑量を有する樹木が その前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為に あつては、建築後、一定の緑地	4 建築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木と 予定建築物等は、次に掲げると ころによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景 観を形成するよう緑地又は樹 木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等に あつては、主要な道路、集落等 からみて相当の緑量を有する樹 木がその前面に配置されるこ と。 (3) 宅地分譲に係る開発行為に あつては、建築後、一定の緑地 が宅地内に確保されるよう宅 地の規模及び形状が適切に計	4 森林又は緑地と建築物 (1) 現況森林の区域における森 林と建築物 開発区域内の森林と予定建 築物等は、次に掲げるところに よるものとする。 ア 予定建築物等と調和した 景観を形成するよう樹木が 適切に配置されること。 イ 大規模な予定建築物等に あつては、海岸沿いの道路、 集落、海上等からみて相当の 緑量を有する樹木がその前 面に配置されること。 ウ 宅地分譲に係る開発行為 にあつては、建築後、森林景 観と調和するよう宅地の規 模及び形状が適切に計画さ れること。 (2) 森林以外の区域における建 築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木 と予定建築物等は、次に掲げ るところによるものとする。 ア 予定建築物等と調和した 景観を形成するよう緑地又 は樹木が適切に配置される こと。 イ 大規模な予定建築物等に あつては、海岸沿いの道路、 集落、海上等からみて相当の 緑量を有する樹木がその前

		山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)
			画されること。		が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。	画されること。	面に配置されること。 ウ 宅地分譲に係る開発行為は、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。
	道路沿い及び河川沿いの植栽	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	5 道路沿い及び河川沿いの植栽 開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部
	緑地・植栽の質	6 緑地・植栽の質 開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。	6 緑地・植栽の質 開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。		6 緑地・植栽の質 開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。	6 緑地・植栽の質 開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。	6 緑地・植栽の質 開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。
	緑化の手法						
自然的環境と調和する建築物等の整備の方法	土地の造成	7 土地の造成 開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。	7 土地の造成 開発区域が優れた景観を形成している棚田等に隣接する場合には、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。			7 土地の造成 開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。	7 土地の造成 開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。
	擁壁等の緑化修景	8 擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあ	8 擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあ	6 擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあっては、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努め	7 擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあ	8 擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあ	8 擁壁等の緑化修景 (1) 現況森林の区域における擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。

		山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)
		っては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	っては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	ること。	っては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	っては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	イ 駐車場、屋外運動競技場等 広い平面を生じる予定施設 にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。 (2) 森林以外の区域における擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した材料、仕上げ等による修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 イ 駐車場、屋外運動競技場等 広い平面を生じる予定施設 にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。
	法面の緑化	9 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	9 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	7 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、適切な方法で樹木を配置した緑化修景に努めること。	8 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	9 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	9 法面の緑化 開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。
	建築物等の形態、意匠等	10 建築物等の形態 予定建築物等にあつては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定め	10 建築物等の形態 予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 大規模な予定建築物等にあつては、開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、河川堤防などから	8 建築物等の形態 開発区域内に一定の幅員に満たない道路に接する宅地が存する場合にあつては、当該道路の境界線から宅地側に一定の空地が確保されるよう予定建築物等の壁面の適切な配置に努めること。	9 建築物等の形態、意匠等 予定建築物等にあつては、主要な道路、市街地等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようそ	10 建築物等の形態 予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、山を守る区域への展望を著しく妨げることをないようその配置、規模及び高さが	10 建築物等の形態、意匠等 (1) 現況森林の区域における建築物等の形態、意匠等 予定建築物にあつては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発

			山を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	川とさとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	歴史と賑わいの区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	自然と人の交流の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)	海辺の区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)
			られること。	みて山を守る区域への眺望を著しく妨げることのないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。 (2) 開発区域内に一定の幅員に満たない道路に接する宅地が存する場合にあっては、当該道路の境界線から宅地側に一定の空地が確保されるよう予定建築物等の壁面の位置が定められること。		の意匠、色彩等が適切に計画されること。	適切に定められること。	区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。 (2) 森林以外の区域における建築物等の形態、意匠等 予定建築物等にあっては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。